

東京地方裁判所 民事第20部 合議D係 御中

令和5年（フ）第1000号

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書（7）

令和7年10月27日

破産管財人 野田 聖子

第1 令和7年6月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和7年10月27日現在の破産財団の残高は3億6077万3065円である。

当職において、令和7年6月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである。

2 訴訟提起による債権回収

当職は、破産手続開始前に破産者が株式会社 makethe paradise（以下「相手方」という）との間で行った発電設備等の売買に関連し、同社を被告として、債務不履行責任に基づく合計1101万7689円の損害賠償請求訴訟を提起し（以下「本件訴訟」という）、訴訟追行してきたところ、令和7年3月13日に第一審判決が言い渡され、当方の請求は全部認容された。

相手方は、上記判決を受けて、東京高等裁判所へ控訴し、控訴審の判決言渡しが同年10月30日に予定されている。本件訴訟の終了時期については、現時点では未確定である。

なお、当職は、相手方に対し、仮執行宣言に基づく強制執行を行い、本件訴訟の請求金額全額及び執行費用を既に回収しているが、当該回収は、判決が確定するまでは暫定的な回収に留まる。

3 その他

上記2記載の判決が確定しないと債権額が確定しない未確定一般破産債権（4336万4619円）が存在することから、上記判決の確定に伴い、和解または査定手続等により、未確定一般破産債権を確定させる必要がある。

第2 第177条1項の規定による保全処分又は第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

1 役員に対する損害賠償請求を行うための法律上の要件

当職において、破産者の計算書類や各種資料の検討、各役員及び従業員に対するヒアリングの実施、債権者等からの各種情報提供や調査請求に関する事実関係の確認等を実施し、破産法第177条1項の保全処分または第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について調査を実施した。

役員に対する損害賠償請求権の有無の判断にあたり、法律上、当該請求が認められるためには、①役員の善管注意義務・忠実義務違反行為、②役員の故意または過失、③破産者の損害、④善管注意義務・忠実義務違反と破産者に生じた損害との間の因果関係が要件となり、これらのうち少なくとも①、③及び④の事実について、破産管財人が主張立証する必要がある。

以下では、本件において、特に検討が必要となる①役員の善管注意義務・忠実義務違反の有無及び③破産者に生じた損害の有無について論じる。

2 改正預託法施行後の販売行為について

(1) 損害賠償請求の要件充足性について

当職は、破産者が令和3年改正預託法（以下「改正預託法」という）の施行日（令和4年6月1日）以降もワットストアを通じた太陽光発電所の小口化販売行為（以下「本件販売行為」という）を継続していた点をもって、破産者の役員に対する損害賠償請求権が成立するかについて、検討した。

この点、本件販売行為によって、破産者に損害が発生したと認められるかが問題となるところ、破産者は、本件販売行為により、ユーザー債権者の一部から販売代金が入金され、販売代金は破産者の収入となっていることから、損害の発生を観念できるとすれば、破産者ではなく、改正預託法の施行日以降にワットを購入したユーザー債権者であると考えられ、本件販売行為により破産者に損害が生じたと認定することは困難と考えられる。

なお、役員が、破産者をして、本件販売行為を継続しなければ、破産者が経営破綻しなかったかという点も問題となり得るが、破産者は、令和3年の預託法改正前から、ワットストアを通じて太陽光発電所を小口化して販売することを主要事業としており、この主要事業そのものが、その後の預託法の改正によって、同法に抵触するに至ったと認められることから、改正預託法の施行日以降に行われた本件販売行為によって、直ちに破産者の経営破綻を引き起こしたという関係にはないと考えられる。

(2) 役員の責任について

上記検討のとおり、改正預託法施行後の本件販売行為を理由とする破産者の役員に対する損害賠償請求については、法律上の要件を具備しておらず、当該損害賠償請求権の主張立証が可能であることを前提とする役員に対する破産法第177条1項の保全処分または第178条1項に規定する役員責任査定決定を必要とする事実は認められなかった。

3 その他資金流出などの役員の責任について

当職は、その他役員の責任を追及すべき事象として、不正な資金流出の事実等が認められないか、税理士・公認会計士の助力も得て、破産者の計算書類や過去の会計資料等を調査し、役職員からの事情聴取等を重ねたが、破産者の各役員について、横領行為などの不正な資金流出等があった事実は、証拠上、確認できていない。

一方、破産手続開始決定時点で、破産者には、金銭貸付、社債の引受又は立替金支払等により、株式会社アグリラボに対する3397万2633円、株式会社ララキノコに対する6742万1917円の回収困難又は回収不能となっている多額の債権が発生していた。

両社は、いずれも破産者より営農業務を受託していた会社であるが、債務

超過の状態にあった。当職は、両社と交渉を行い、各社からの回収可能性を考慮して、貴庁の許可を得た上で両社と合意書を締結し、株式会社ララキノコに対する債権につき503万円（現在も月3万円ずつ分割回収中）、株式会社アグリラボに対する債権につき20万円を回収して破産財団に組み入れたが、今後、多額の回収は不可能な状況である。

当職は、このように両社に対する回収不可能な債権が発生していることを踏まえ、破産者の営農部門を統括していた役員に対する責任追及を行い、協議・交渉した結果、回収可能性を考慮し、貴庁の許可を取得した上で、当該役員との間で和解金100万円を3回に分割して支払う合意書を締結し、現在分割回収中である。

第3 破産財団の概要（令和7年10月27日現在）

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	3億6077万3065円

※財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第4 確定一般破産債権額（劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない）（令和7年10月27日現在）

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	33億5260万0289円

※未確定一般破産債権額4336万4619円及び額未定を含まない。

第5 今後の破産手続の進行見込み

本件訴訟について、控訴審の判決日は決定しているが、現時点で終了時期は未定である。また、当該判決の確定後に未確定一般破産債権を確定させるための対応を行うこと等を予定している。

今後も経費を節約し、破産財団の増殖に努め、換価業務完了後に早期に最後配当を実施できるよう、鋭意尽力する所存である。

なお、上記の管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する見込みであり、換価完了時期、最後配当の実施時期及び破産手続の終結

時期については未定である。

以上